

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後										改正前											
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											
組織	職務の級									組織	職務の級										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
知本 事行 の 事 務 部 局	略									知本 事行 の 事 務 部 局	略										
	企 画 部				次世代 改革チ ームの チ ーム 長	次世代 改革チ ームの チ ーム 長					総室長	企 画 課									課長
福 祉 保 健 部	略									福 祉 保 健 部	略										
	子 育 て 支 援 総 室										総室長	子 育 て 支 援 総 室				保 育・ 幼 児 教 育 チ ーム の チ ーム 長	保 育・ 幼 児 教 育 チ ーム の チ ーム 長	保 育・ 幼 児 教 育 チ ーム の チ ーム 長			課長
生 活 環 境 部	略									生 活 環 境 部	略										
	衛 生 環 境 研 究 所										課長	衛 生 環 境 研 究 所									課長
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	砂 丘 事 務 所										所長	砂 丘 事 務 所									
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	く ら の 心 安 心 タ ー										次長	く ら の 心 安 心 タ ー									次長
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	農 業 大 学 校										課長	農 業 大 学 校									課長
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	森 林 ・ 林 業 総 室										総室長	森 林 ・ 林 業 総 室									
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	本 庁 共 通 （ 前 各 項 に 職 が 掲 げ ら れ て い る 場 合 は 、 当 該 職 に つ い て は 本 項 の 規 定 を 適 用 し な い 。）	主 事 秘 書	主 事 秘 書	係 長 秘 書	課 長 補 佐	課 長 補 佐	課 長 室 長	副 局 長 所 長	次 長 局 長		部 長 防 災 監	本 庁 共 通 （ 前 各 項 に 職 が 掲 げ ら れ て い る 場 合 は 、 当 該 職 に つ い て は 本 項 の 規 定 を 適 用 し な い 。）	主 事 秘 書	主 事 秘 書	係 長 秘 書	課 長 補 佐	課 長 補 佐	課 長 室 長	副 局 長 所 長	次 長 局 長	部 長 防 災 監
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	機 械 技 師	機 械 技 師	主 計 員 企 画 員	室 長 補 佐	室 長 補 佐	企 画 調 整 幹	校 長 院 長	校 長 院 長	行 政 監 察 監		機 械 技 師	機 械 技 師	主 計 員 企 画 員	室 長 補 佐	室 長 補 佐	企 画 調 整 幹	校 長 院 長	校 長 院 長	行 政 監 察 監		
農 林 水 産 部	略									農 林 水 産 部	略										
	電 気 技 師	電 気 技 師	広 報 企 画 員	秘 書 室 長	秘 書 室 長	民 工 芸 振 興 官	参 事 監 察 監	参 事 監 察 監	行 政 監 理 事 監		電 気 技 師	電 気 技 師	広 報 企 画 員	秘 書 室 長	秘 書 室 長	民 工 芸 振 興 官	参 事 監 察 監	参 事 監 察 監	行 政 監 理 事 監		





略						
備考 略						
別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)						
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略					
	水産試験場			部長	場長	場長
	知事の事務部局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	研究員	分場長 室長	場長 試験地長 次長 特別研究員 研究主任	
略						
備考 略						

略						
備考 略						
別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)						
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略					
	水産試験場				場長	場長
	知事の事務部局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	学芸員 研究員	学芸員 研究員	分場長 室長	所長 場長 次長 特別研究員 研究主任	
略						
備考 略						

略					
備考 略					
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)					
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	略				
	本庁				
	本庁共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 医療政策監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監 医療政策監
略					
備考 略					

略					
備考 略					
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)					
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	略				
	本庁				
	本庁共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監
略					
備考 略					

略								
備考 略								
別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	略							
	総合事務所							
	総合事務所共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)					課長補佐	副局長 課長 参事	局長
略								
備考 略								

略								
備考 略								
別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)								
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	略							
	総合事務所							
	総合事務所共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)					課長補佐	副局長 課長	局長
略								
備考 略								

略						
備考 略						
別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)						
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略					
	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長		
略						
備考 略						

略						
備考 略						
別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)						
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略					
	境港水産事務所	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長		
	水産試験場	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	
略						
備考 略						

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習教諭 講師 寄宿舎主任 寄宿舎副主任	主幹教諭	副校長 教頭	校長
	教育センター		係長 指導主事	係長 指導主事	係長	

			研修主事	研修主事		
		図書館	課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	課長 係長	
		博物館	専門員 学芸員補	専門員 学芸員補		
		青年の家	係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長	
		少年自然の家	係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長	
		埋蔵文化財センター	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹	
	教育委員会事務局		係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主査 社会教育主査 高校教育主査 文化財主査 係長 副主幹	
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師		副校長 教頭	校長
知事の事務局	本庁		副主幹 専門員 企画員	副主幹 専門員 企画員		
	地方機関	総合事務所	文化財主事	文化財主事		
		公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員		
		男女共同参画センター	企画員	企画員		
		皆成学園	副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員		
		福祉相談センター	副主幹	副主幹		
		児童相談所	副主幹	副主幹		
		保育専門学院	部長 講師			
		鳥取看護専門学校	副校長 教務主幹 教務主任 講師		副校長	
		倉吉総合看護専門学校	副校長 部長 教務主幹 教務主任 講師		副校長	

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

	職務の級				
--	------	--	--	--	--

組織		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師		副校長 教頭	校長
共同調理場			栄養教諭			
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	教育センター		係長 指導主事 研修主事	係長 指導主事 研修主事	係長
		図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	課長 係長
		博物館		専門員 学芸員補	専門員 学芸員補	
		青年の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長
		少年自然の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長
		埋蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹
	教育委員会事務局	本庁		係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主査 社会教育主査 義務教育主査 文化財主査 係長 副主幹
	地方機関	教育局		係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	係長
		妻木晩田遺跡事務所		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長
	知事の事務局	本庁		副主幹 専門員 企画員	副主幹 専門員 企画員	
地方機関		総合事務所		文化財主事	文化財主事	
		公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	
		男女共同参画センター		企画員	企画員	
		皆成学園		副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員	
		福祉相談センター		副主幹	副主幹	
		児童相談所		副主幹	副主幹	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。